

## 指導医講習会の実施に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、指導医講習会に関する内規第5条に基づき指導医講習会の実施要領について定めるものである。
- 2 開催の回数・時間は以下に定めるものとする。
  - (1) 原則として、年2回学術集会において開催する。
  - (2) 1 講演は60分とし、2講演行う。
- 3 講演内容は、リハビリテーション科専門医の理念や使命、指導医のあり方や、基本的診察能力（コアコンピテンシー）の修練プロセス等、専攻医指導に必要な知識、技術などに関する講演とする。
- 4 講師資格は、専攻医指導に精通した者、リハビリテーション科指導医、大学教授またはそれに準ずるものとする。

附 則 本申し合わせは、平成25年7月27日より施行する  
本申し合わせは、平成28年3月19日より施行する